

# 田村大興サクサグループ行動規範

「田村大興サクサグループ企業行動憲章」は、経営理念をもとに、田村大興サクサグループとしてのコンプライアンスに関する基本方針を定めたもので、そこに示された指針を実践するため、また、田村大興サクサグループの全ての人自身が自身を律するために制定したのが「田村大興サクサグループ行動規範」です。

日ごろの事業活動を推進するうえで、情報通信ネットワーク社会における良き企業市民として、社会的責任を果たしていくことが、田村大興サクサグループの企業価値の向上につながり、ひいては田村大興サクサグループが社会に必要とされる企業と評価されることになるとの認識のもとに、この行動規範を遵守し、行動規範に則した行動を積み重ねていきます。

## 1. 基本姿勢に関する事項

### (1) 規範、法令の遵守

この行動規範に定める事項を誠実に実行していきます。

国の内外を問わず法令を遵守することはもちろん、社会規範を尊重し、企業活動が社会の正常な商慣習や社会倫理に適合したものとなるよう取り組みます。

役員は担当する部門の従業員に対し、また、管理職は部下に対し、この規範の内容およびこれを遵守する旨を指導徹底します。

田村大興サクサグループ各社は、各社の取締役会の決議に基づき、この行動規範を補足する規範を作成することができるものとします。なお、作成にあたっては、その内容について行動規範の管理責任者と事前に調整を行うものとします。

### (2) 人権の尊重・プライバシーの保護

企業活動を行ううえで、全ての人の基本的人権を尊重します。また、人種、民族、国籍、宗教、信条、門地、社会的身分、年齢、性別または障害の有無などを理由に差別や個人の尊厳を傷つける行為は行いません。

業務上で知り得た社内外の人の個人情報については、業務の目的にのみ使用し、外部に漏洩しないよう厳重に管理を行います。

セクシャルハラスメントとなるような言動または行動は行わないことはもちろん、従業員の人格、個性を尊重し、能力を發揮できる安全で働きやすい職場環境を実現します。

## 2. 社会に関する事項

### (1) 環境

環境方針に基づき、すべての事業分野において環境に配慮した事業活動を推進し、自然と調和した持続可能な社会の発展に貢献します。

### (2) 地域社会との調和・社会貢献

地域社会との調和を図るため、日頃から近隣とのコミュニケーションに努め、良好な関係を築いていきます。

社会を構成する一員として、社会貢献活動に取り組みます。

### (3) 寄付・政治献金

寄付行為を行うにあたっては、その必要性および妥当性を考慮したうえで、関係法令に従って専門部署の判断のもとでのみ行います。

政治献金は、政治資金規正法などの関係法令を遵守し、趣旨を十分検討したうえで、専門部署の判断のもとでのみ行います。

### (4) 反社会的勢力への対応

市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力および団体の不当な要求には毅然として対応します。

自らの利益を得るために、反社会的勢力および団体を利用しません。

## 3. 顧客・取引先・競争会社に関する事項

### (1) 製品、サービスの安全性等

社会的ニーズを把握し、社会にとって役に立つ製品およびサービスを提供します。

品質と安全性に十分考慮したうえで、製品およびサービスを開発、設計、製造し、提供します。

### (2) 公正な取引

独占禁止法等を遵守し、公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行います。

談合やカルテルなど公正かつ自由な競争を阻害する不当な取引を制限する行為は行いません。

取引先に対して、優越的な地位を利用した不当な取扱いまたは不当な取引は行いません。

下請法の適用を受ける取引先とは、下請法を遵守し、契約および取引を行います。

### (3) 接待・贈答

取引先との接待、贈答品の授受は、商慣習、社会的常識の範囲を越えて行いません。

国家公務員倫理法その他の法令を遵守します。

### (4) 輸出入関連法規の遵守

製品、技術、役務等の輸出入にあたっては、「外国為替及び外国貿易法」その他の関係法令に従って適正に行います。

#### ( 5 ) 広告宣伝

広告宣伝にあたっては、当社の製品およびサービスに関して、誤解を招く不正確な表現ならびに表示は行いません。

### 4 . 株主・投資家に関する事項

#### ( 1 ) 情報開示

商法、証券取引法その他の法令等を遵守し、株主および投資家等に対して、当社の事業内容および財務内容等の正確な企業情報を関係法令に従い適時に開示します。

#### ( 2 ) インサイダー取引の禁止

職務遂行にあたり知り得た、当社または他社のインサイダー情報を利用して株式等の売買は行いません。また、当該インサイダー情報を利用して第三者への利益供与または便宜供与は行いません。

### 5 . 会社財産・情報の管理に関する事項

#### ( 1 ) 会社財産の適切な使用

会社財産（有形、無形な資産）は適正に管理し、私的な目的で使用しません。

#### ( 2 ) 知的財産権の保護

知的財産権は重要な資産であり、権利の維持および確保に努めます。

他社の知的財産権を尊重し、故意に侵害したり、また、不正に使用しません。

コンピュータのソフトウェアを取得する場合は、法令およびライセンス契約に従うとともに、社内の所定の手続を遵守し、不正に使用しません。

#### ( 3 ) 秘密情報の管理

当社および他社から開示を受けた秘密情報は、厳重に管理し、退職後においても外部に漏洩したり、不当または不正に利用しません。

秘密情報を外部に開示する場合には、秘密保持契約を締結するなど、漏洩防止に図ります。

### 6 . 企業倫理相談窓口（ヘルプライン）

この行動規範に違反した行為または違反するおそれのある行為が行われていること、もしくは行われようとしていることを知った田村大興サクサグループの役員および従業員は、企業倫理相談窓口にご相談または報告をしてください。企業倫理相談窓口の受付窓口は、田村大興ホールディングス株式会社総務部と田村大興ホールディングス株式会社が定める外部機関に設けています。

なお、相談者は企業倫理相談窓口にご相談した事実によって何らの不利益を受けることはありません。

## 7. 運用

- (1) この行動規範の管理責任者は、田村大興ホールディングス株式会社総務部長とします。
- (2) この行動規範の改廃は、田村大興ホールディングス株式会社のコンプライアンス委員会で審議のうえ、田村大興ホールディングス株式会社の取締役会で決議するものとします。
- (3) この行動規範の遵守状況については、田村大興ホールディングス株式会社の監査室の監査対象となります。
- (4) この行動規範に違反する行為および違反するおそれのある行為については、これを発見した場合または自ら行った場合を問わず、企業倫理相談窓口に相談または報告します。
- (5) この行動規範に違反する行為を行った者および規範違反を放置した者については、社員就業規則その他の社内規程に基づき処分されることがあります。
- (6) この行動規範の各条項に関する解釈等の問合せは、田村大興ホールディングス株式会社総務部とします。

以 上